

平成 26 年 3 月 4 日
消費者庁消費者制度課

「消費者契約法の運用状況に関する検討会」について

1. 趣旨

消費者契約法は、平成 12 年に成立し、平成 13 年に施行されてから 10 年以上が経過しており、その間の社会の変化（情報化、高齢化、国際化等）を踏まえた見直しの検討を行う必要がある。また、消費者契約法は、民法の特別法であるところ、民法（債権関係）改正の議論の進展を踏まえた関連規定の見直しの検討を行う必要がある。

消費者契約法の運用状況に関する検討会は、このような検討のための本格的な議論の準備作業として、消費者契約法の運用状況を踏まえた立法事実の把握や論点の整理等を行うものである。

2. 検討項目

- 消費者契約法施行後の社会の変化を踏まえた見直し
- 民法（債権関係）改正の議論を踏まえた見直し
- 差止請求制度の対象 等

3. スケジュール

平成 26 年 3 月 17 日に第 1 回検討会を開催する。以後、月 1 回程度開催し、同年夏頃を目途に検討結果を取りまとめる。